

三田市訪問型サービスB事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市が実施する三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「総合事業実施要綱」という。)に定めるもののほか、総合事業実施要綱第4条別表第1(1)第1号事業ア訪問型サービス③訪問型サービスB(以下「訪問型サービスB」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訪問型サービスBの対象者(以下「対象者」という。)は、総合事業実施要綱第5条第1項各号に該当し、事業を利用する必要があると市長が認める者とする。

(事業内容)

第3条 訪問型サービスBの内容は、対象者の居宅等で行う日常生活を支援するサービス(以下「生活支援型サービス」という。)であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掃除(居室内、トイレ、卓上等の清掃、ごみ出し又は準備・後片づけ)
 - (2) 洗濯(洗濯、物干し、取り入れ、収納等)及びアイロンがけ等
 - (3) ベッドメイク(シーツ交換、布団カバーの交換等)
 - (4) 衣類の整理
 - (5) 被服の修理(ボタン付け、破れの補修等)
 - (6) 一般的な調理、配下膳
 - (7) 日用品の買い物や薬の受け取り
 - (8) 前各号に掲げるサービスに準ずるものとして、市長が認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるサービスが次の各号のいずれかに該当する場合は、生活支援型サービスに該当しないものとする
- (1) 身体介護及び疾病等により専門的な配慮が必要になる場合
 - (2) 利用者の日常生活の援助に属しないと判断される場合
 - (3) 生活支援型サービスの提供に危険が伴う場合
 - (4) 営利を伴う場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、この事業の対象とすることが適当でないと認める場合

(人員基準等)

第4条 訪問型サービスBを行う事業所ごとに置くべき従事者(市長が別に定める研修の修了者であって、以下「従事者」という。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

(設備等に関する基準)

第5条 事業所には、訪問型サービスBの運営を行うために必要な広さを有する区画を

設けるほか、訪問型サービスBの提供に必要な設備・備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第6条 訪問型サービスBの実施者（以下「事業者」という。）は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第7条 訪問型サービスBの従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 事業者は、対象者に対する生活支援型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する生活支援型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該損害の賠償を速やかに行わなければならない。

(届出)

第9条 事業者は、訪問型サービスB事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を三田市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に生活支援型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(利用回数等)

第10条 訪問型サービスBの利用回数は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とし、サービス提供時間は1回当たり1時間を限度とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)による要支援2の者 1週間に付き3

回を限度とする。

- (2) 前号に掲げる者以外の者 1週間につき1回を限度とする
- 2 前項の規定にかかわらず、総合事業実施要綱に規定する指定介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを利用する場合は、前項各号に定める回数から当該サービスの利用回数を減じて得た回数を限度とする。

(利用手続き等)

第11条 対象者は、訪問型サービスBの提供を受ける事業者在三田市介護保険被保険者証を提示し、サービスの提供を受けるものとする。

(利用の届出等)

- 第12条 対象者は、訪問型サービスBの利用を開始した場合は、訪問型サービスB(生活支援型サービス)利用開始届出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 サービス利用の中止等により、前項の届出内容に変更が生じた場合は、訪問型サービスB(生活支援型サービス)利用変更・中止届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(事業実施報告及び経費等)

- 第13条 市長は、事業者に対し、別表第1に定める額を支払う。
- 2 事業者は、生活支援型サービスを提供した場合、次に掲げる事項をサービス提供月単位に記載した実施報告書を添付して、サービス提供月の翌月20日までに市長に対し当該委託費の請求をするものとする。
 - (1) 利用者氏名
 - (2) 被保険者番号
 - (3) 利用日時
 - (4) 請求内訳
 - 3 市長は、前項の規定による請求があったときは速やかにその内容を確認し、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(利用料)

- 第14条 対象者は別表第2に定める利用料を負担する。
- 2 前項に定めるもののほか、対象者から徴収することができる費用は、訪問型サービスBにおいて提供される便宜のうち、買い物等の代金等、その他利用者に負担させることが適当と認められる費用(以下「実費費用」という。)とする。
 - 3 第1項及び前項に規定する利用料及び実費費用は、対象者が訪問型サービスBを実施する機関に直接納付するものとする。

(経費の返還)

第15条 事業者が偽りその他不正な手段によって、第13条第1項に規定する経費の支払いを受けた場合は、市長は当該経費の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、調査することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、三田市訪問型サービスB事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

区分	実施回数	単価
要支援2	1週につき、3回まで	1,300円
上記以外	1週につき、1回まで	

別表第2 (第14条関係)

区分	利用回数	利用料
要支援2	1週につき、3回まで	200円
上記以外	1週につき、1回まで	

様式第1号

年 月 日

三 田 市 長 様

申請者 住 所
(利用者) 氏 名

訪問型サービスB（生活支援型サービス）利用開始届出書

三田市訪問型サービスB（生活支援型サービス）の利用を開始したので、下記のとおり届け出します。

記

被保険者番号	
フリガナ	
氏 名	男 ・ 女
住 所	〒 ー 三田市
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)
電 話 番 号	
利用開始した 事 業 名	
利 用 開 始 日	平成 年 月 日
現在の要介護認 定 結 果 等	要支援 1 ・ 要支援 2 ・ 基本チェックリスト該当 有効期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

様式第2号

年 月 日

三 田 市 長 様

申請者 住 所

(利用者) 氏 名

訪問型サービスB（生活支援型サービス）利用変更・中止届出書（様式第2号）

三田市訪問型サービスB（生活支援型サービス）の利用を（変更・中止）したので、下記のとおり届け出します。

記

被保険者番号											
フリガナ											男 ・ 女
氏 名											
住 所	〒 ー 三田市										
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日 （ 歳）										
電 話 番 号											
利用変更・中止 した 事 業 名											
利用開始日	平成 年 月 日										
現在の要介護認 定結果等	要支援 1 ・ 要支援 2 ・ 基本チェックリスト該当										
	有効期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日										